

第2回豊島廃棄物等技術委員会議事録速報

日時 平成12年11月11日（土）

13:35～16:25

場所 香川県社会福祉総合センター

出席委員

委員長 永田勝也

副委員長 武田信生

委 員 猪熊 明

委 員 岡市友利

委 員 堀 孝司

委 員 鈴木三郎

委 員 高月 紘

委 員 中杉修身

委 員 門谷 茂

委 員 横瀬廣司

1 開会

- 県から次のような挨拶があった。

豊島廃棄物等対策事業のうち、暫定的な環境保全措置については、9月27日に暫定措置分科会の委員の立会のもと、北海岸における遮水壁等の工事に着手したところであり、引き続き廃棄物等の掘削・移動、表面遮水施設等の工事に着手するための手続を進めている。

中間処理施設建設工事については、10月13日の技術審査資料の提出期限に、入札参加資格確認申請書の提出のあった1共同企業体から辞退届があり、入札参加企業がなくなったことから、本日の委員会で、改めて発注条件について御審議をいただくこととなった。

本日は、入札参加資格確認申請書の提出が1企業体のみであった原因や、この企業体から辞退届が提出された理由等の調査結果を報告することとしている。

県としては、できるだけ早く中間処理施設を整備し、豊島廃棄物等の処理が開始できるよう努力したいと考えている。

- 審議に先立ち、県政記者クラブからの「豊島廃棄物等技術委員会の取材について公開を求める申入書」を協議し、第1回の技術委員会で検討されたとおり、工事の発注・契約に直接関係する事項もあることから、原則非公開で対応することとなり、今後も同様に対応することが確認された。

- 委員長は、議事録署名人として、堺委員と鈴木委員を指名した。

- 委員長が、三菱マテリアル（株）直島製錬所、（株）日本総合研究所及び応用地質（株）の出席について諮ったところ、了承された。

- 委員長は、今回の技術委員会に公害等調整委員会が出席していることを報告した。
- 委員長は、傍聴人として出席されている直島と豊島の代表者から意見を求めたところ、次のような意見があった。

(直島町代表者)

- 直島町の一般廃棄物が処理できるよう、技術要件に基づき、早急に中間処理施設の建設を進めさせていただきたい。

(豊島代表者)

- 暫定的な環境保全措置工事の見学者対応については、県と豊島住民で協議した。見学者対応については、公開が原則であること、当初の計画では、見学者対応を実施設計に反映させてから発注を行う方針であったことを確認したい。また、第2工区の工事については、県から、発注後に見学者対応措置を変更設計に反映させるとの申し入れを受けているが、確認いただきたい。

2 審議

冒頭、事務局より、WTOルールに基づく発注に関する一般的な説明をした。続いて、資料2・2/1により、事務局から今回の中間処理施設の入札の経緯及び企業ヒアリング結果について説明があり、委員から次のような意見があった。

- a プラントメーカー7社の聞き取り調査結果を集約した資料に、意見のあった企業数を記載しているが、参画する意思のない企業からは、特段、発注仕様書の内容に踏み込んだ意見を聴取していない場合があるので、留意しなければならない。
- b 発注仕様書の各項目において、意見の無かった企業は、要件を十分クリアーできるとの判断をしているものと考えられる。
- c 委員会において、これまで、現在考えられる最良の方法により検討してきた経緯に鑑み、発注仕様書の内容をクリアーできるのであれば、変更しないで発注手続を進めたい。
- d 資料2・2/1の5.③に、「技術的な難易度の高い」とあるが、「技術的な難度の高い」に修正すること。
- e 直島町の一般廃棄物に対する対応についても、県において検討を行うこと。

質疑応答の後、委員長は、次のように意見を取りまとめた。

- 発注仕様書は審査会議報告のとおり、変更を行わない。
- 技術的に自信があると回答した企業が1社あるが、実際の処理においては、処理対象物の多様性を考慮した対応を考えていく必要がある。
- 再度、一般競争入札を行うか、この企業と随意契約するかについては、県に判断を任せたい。

委員長の発言を受けて、事務局から次のような発言があった。

- 発注条件を変更しない方が望ましいとする技術委員会の意見を踏まえて、今後の発注手続を検討してまいりたい。
- 豊島廃棄物等の処理が早急に実施できるよう、できるだけ早く、県の対応を決めてまいりたい。

委員長から、工期の27ヶ月が厳しいとのヒアリング結果がある一方で、緊急性から事業は早期に進めていく必要があるが、他の原因により工期が伸びる場合もあるので、地元に御理解いただきたい、との発言があった。また、直島町の廃棄物処理についても県で対応について配慮するよう、要請があった。

3 報告

- ① 航行安全対策委員会（仮称）の設置について

資料2・3／1により、事務局から説明を行った後、委員長から次のような意見があった。

- a 航行安全対策委員会のメンバーとして、技術委員会との関係から、推薦を求められた場合は、鈴木委員と岡市委員を推薦したい。

委員からは、次のような発言があった。

- b 潮流調査、地質調査の場所が特定されていないが、範囲はどこか。

これに対して、事務局から、次のように回答があった。

- 豊島側では、南海岸側と西海岸側で潮流測量を実施し、地質調査は、特に直島側の接岸部分で実施することとしている。
- この調査は、仮桟橋の位置を決めるために必要となる。

- ② 豊島－直島間の廃棄物等の海上輸送及び溶融スラグの直島からの搬出に係る運送計画に関するヒアリング結果について

資料2・3／2-1により、事務局から説明の後、委員から次のような意見があった。

- a リフトオン／リフトオフとロールオン／ロールオフのどちらがよいかについては、総合的に判断しなければならないが、ロールオン／ロールオフでは、豊島と直島で同じトラックが移動することを考えて、豊島側のバンプール（コンテナ積替基地）の場所を判断する必要がある。
- b スラグ輸送に関するヒアリング結果の整理が十分でないと思う。
- c 事故発生の危険性を考えた場合、ロールオン／ロールオフの方がより安全ではないか。
- d リフトオン／リフトオフの方が危険性が高いのは事実であるが、ロールオン／ロールオフの場合、陸上側で長尺のトラックが出入りするための大きな施設が必要になるので、地形条件を考えなければならない。
- e 航行安全対策委員会で岸壁や船型を決めるのであれば、スケジュール的に困難ではないか。

委員長は、委員の意見を取りまとめ、岸壁や船型については、専門家の評価を聞き、瀬戸

内海海上安全協会とも協議しながら、さらに検討することとなった。

③ 廃棄物等の海上輸送に係る船舶通航等調査の結果について

資料2・3／3により、事務局から説明の後、委員から次のような意見があった。

- a 今回の調査は、風力4又は5の状態で実施しており、小型漁船が出漁していなかった可能性があるので、それを念頭に入れる必要がある。
- b 調査結果は、さらに船舶の東行、西行や時間帯に分けて整理する必要がある。
- c 風戸港におけるフェリーや旅客船の通航状況が、資料では分かりにくいのではないか。
- d 漁船の操業中は、ほとんど停滯していると思われるが、操業位置を資料に明示する必要があるのではないか。

委員長は、委員からの意見を次のように取りまとめた。

- 風戸港のフェリーや旅客船の通航頻度について、資料で明確にすること。
- データは既に揃っているので、整理方法を考えて航行安全委員会に諮ること。

④ 暫定的な環境保全措置工事の進捗状況と見学者の対応について

資料2・3／4により、事務局から説明の後、委員から次のような意見があった。

- a 県は、工事区域の設定に伴い、原則的に見学を禁止し、場合によっては可能であるとの方針であったが、住民側からは、逆に見学できることが原則で、危険性によっては制限するとの姿勢であり、考え方に行き違いがあった。9月27日の暫定的な環境保全措置工事の着手時に、住民側と懇談し、公開の原則をもとに、県に再検討を依頼した結果が今回の提案であり、できるだけ見学ができるような内容になっている。重機や交通などの物理的な危険性と、気象条件による粉塵や有害ガスの発生の可能性などは、予測できない面もあるので、廃棄物等の事前調査の結果を参考にするとともに、実際に工事を行いながら、問題が生じた時点で、その都度協議する必要がある。提案では、全面的に見学ができない期間がなくなっている。
- b 実施設計への反映はどのようになるのか。
- c 土堰堤の工事を見学することは危険である。工事期間中に、内側の溜り水を見るための通路を設置できないかとのことであるが、溜り水は、1工区の工事が完了すると無くなる。
- d 北海岸側の工事は、ロープを張って立入禁止する程度である。1工区の実施設計に入れるほどではない。
- e 西海岸側の工事が始まても、北海岸へ車で行くことは可能である。
- f 階段工や見学エリアは、完了判定が出た段階で、再度掘削する場合があり、1カ月で完了しないこともある。

委員長が、傍聴人として出席されている豊島の方々に意見を求めたところ、次のような意見があった。

- 見学者の問題については、1工区を含めて設計変更が可能か。
- 北海岸を見学できるように、2、3工区内に通路が必要ではないか。
- 工事実施における見学者対応は、住民側と話し合い、設計変更等の対応をお願いしたい。

これに対して、事務局から次のような回答があった。

- 当初から見学用の施設は、実施設計の中に入れる方針である。
- 第1工区は実施設計を終了し、既に発注しているが、見学用の施設を2、3工区の実施設計に入れる予定であったが、最終的な協議が整っていないため、設計には含めていない。
- 現在、1工区で工事を実施中であるが、見学者の対応は、工事の進捗に合わせて、可能な限り対応している。
- 今後、西海岸側の見学スペース含めて、関係者と協議しながら、2、3工区の設計変更で対応したい。

委員長は、これらの意見を次のように取りまとめた。

- 公開の原則で臨むことを確認する。
- 2、3工区の設計変更で対応することについて、再度、住民側と協議すること。
- 専門家の意見が必要な場合は、技術アドバイザーに助言を求め、場合によっては、話し合いに参加していただくこと。

⑤ 高度排水処理施設整備のための事前調査及びヒアリングについて

資料2・3／5により、事務局から説明の後、委員から次のような意見があった。

- a 企業にとっては、汚泥の処理が厄介であると思われる。可能であれば、豊島廃棄物等と併せて、直島の中間処理施設で処理する方法が現実的であると思われる。ヒアリング実施時に、企業に説明しているのか。

これに対して、事務局から、次のような回答があった。

- 基本的には、技術検討委員会の結果では、中間処理施設で処理することとなっており、メーカーには説明している。
- ヒアリングの実施については、日程を調整している。

委員長は、委員の意見を次のように取りまとめた。

- できるだけ早くデータを提示し、委員会の委員の参加を得て、ヒアリングを実施し、十分に検討すること。

⑥ 藻場調査について

資料2・3／6により、事務局から説明の後、委員から次のような意見があった。

- a 土壌堤で工事が行われると、窒素やリンの循環状況などが変わってくるのではないかと思っている。台船の動かし方を慎重にした上で、海泥の栄養塩類まで調査しなければ、アマモの生態調査は分からぬのではないか。モニタリングのデータを見て、県と協議しながら対応したい。
- b 繼続調査が大事である。アマモの生育密度について、ライン観測だけでなく、面的な広がりを考えた調査を行わなければ、評価を誤るのではないか。目視観察だけでできると思われる。

これに対して、事務局から、次のような回答があった。

- 台船のタグボートによる横押しについては、直ちに、現場の工事監督員から工事業者に工法の変更を指示したところである。
- 別途、11月1日付けで施工監理を委託しており、工事監督員とともに、現場において指示どおりの方法で資材の搬入が行われるよう確認する。

事務局の回答について、委員長から次のような意見があった。

- c 台船のタグボートによる横押しについて、工事業者への徹底を図る必要がある。施工監理の件は、重要な事項であり、きちんと報告が行われなければならない。現場だけで判断できない場合も考えられるので、工事全体の管理体制を示した管理マニュアルが必要ではないか。

また、委員から次のような意見があった。

- d 海上輸送もあり、管理マニュアルまで作成するとなると、県は無限に対応しなければならないこととなり、結果的に非常に高いコストを払うことにつながりかねない。
- e 管理体制の周知、徹底の方法で、管理体制については、県で対応することとなるが、管理に対する考え方を検討する必要があるのではないか。
- f 工法によるアマモへの影響も考えられるので、暫定措置分科会やアドバイザリーグループで検討したい。
- g 藻場調査については、技術アドバイザーとも協議が必要である。

これに対して、事務局から、次のような回答があった。

- 工事の施工については、発注事務を含めて土木部に委託しており、環境局と土庄土木事務所の職員が工事監督に当たっている。
- 土木部との協議の中で、工事の重要性から、施工監理を委託したところである。マニュアルについては、土木部と協議の上、対応したい。

4 配布資料の取扱について

配布資料については、次のように取扱うこととされた。

- 次第、資料2・2/1、資料2・3/1、資料2・3/3、資料2・3/4、資料2・3/5及び資料2・3/6は公開する。
- 資料2・3/2-1は、アンケート内容が、企業の秘密を条件に提案されているので、非公開回収とする。
- 資料2・3/2-2は、委員のみの配布とする。

この後、委員長から、見学者対応について、次のような意見があった。

- 本委員会は、地元住民と一緒にになって豊島問題を解決する姿勢で臨んでいる。
- 見学者対応についても公開の原則を基本としたい。
- ただし、見学者の安全を第一に考える必要があるので、暫定措置分科会でマニュアルやガイドラインを作成願うとともに技術アドバイザーの方に参加をいただきながら、危険予防の

問題点を認識したうえで見学者への対応をお願いしたい。

最後に、委員長が、傍聴人に対して意見を求めたところ、次のような意見があった。

(豊島代表者)

- 航行安全対策委員会は、技術委員会と同様に、傍聴人が参加できるよう、お願いしたい。

(直島町代表者)

- 本日の審議結果を踏まえ、県において、中間処理施設の適正な発注手続が行われるものと確信している。直島町としては、一般廃棄物の処理を合わせて行うこととなっている関係から、平成15年4月からの本格稼動に向けて、早期の取り組みをお願いする。

また、航行安全対策委員会には、地元関係者を加えていただくよう、お願いする。

これに対して、事務局から、次のような回答があった。

- 航行安全対策委員会の事務局は、瀬戸内海海上安全協会に設置されるため、傍聴や地元関係者の参加については、実現できるよう、同協会事務局と協議する。
- できるだけ、直島町の一般廃棄物の処理が遅延しないよう、今後の発注手続を進めることとし、工期については、その都度直島町と協議したい。